

緊急事態宣言期間中の教育活動について

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、4月25日、国から大阪府に対し緊急事態宣言が発出され、本市の地域感染レベルが「レベル3」に引き上げられました。

本校におきましても、大阪府教育委員会・茨木市教育委員会の指示に基づき、4月25日から5月11日までの教育活動を以下の通り進めていくことといたしました。

1 緊急事態宣言期間中（4/25～5/11）の基本的な考え方と教育活動上の対応について

- ・基本的な感染防止対策を徹底した上で、通常の教育活動を継続する。
- ・ただし、感染リスクの高い教育活動は制限する。

●感染リスクの高い教科活動等

以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動は実施しない。

各教科共通	マスクを常時着用の上、 ・グループ活動は行わない。 ・近距離で一斉に大きな声を出す活動は行わない。 ・自席での身体的な距離を確保したペア活動は可。
理科	・グループ（班）での実験観察は行わない。 ・感染対策を実施した上で、理科室での授業は可。
音楽	・合唱を行う場合は、マスク着用で児童の距離を前後左右とも2m（最低1m）とる。 ・合唱を行う場合、立っている児童と座っている児童が混在しないようにする。 ・連続した練習時間はできるだけ短くし、換気を徹底する。 ・リコーダーや鍵盤ハーモニカなどのマスクを外す楽器演奏は行わない。
図工	・児童が近距離で活動する共同制作は行わない。 ・同じ材料や用具を共有する活動は行わない。
家庭科	・調理実習は行わない。
外国語 外国語活動	・児童が近距離でのペアやグループで行うコミュニケーション活動は行わない。 ・自席での身体的な距離を確保したペア活動は可。
体育	・基本的にマスク着用。（マスクを外すときは十分な距離をあける。） ・可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する場合は、特に呼吸が激しくなる運動は避ける。 ・組み合ったり接触したりする運動は行わない。 （柔道の対人稽古・ペアでの準備体操等） ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分距離をあける。
その他	・休み時間もマスク着用。

2 感染症対策の徹底について

- ① 基本的な感染症対策の徹底
 - 「マスクの常時着用」「手洗いの徹底」「換気による室内環境の管理」「可能な範囲での身体的距離の確保」など
- ② 健康観察の徹底（体調不良時における適切な対応を含む）
- ③ 校区外に出る校外学習や社会見学は実施しない。
- ④ 児童と外部の方との接触機会をつつらない。
 - ・保護者参観は実施しない。
 - ・児童対象の出前授業等、外部のゲストティーチャー等が直接児童と関わる活動は実施しない。
 - ・家庭訪問、懇談会、説明会、PTA地域の会議など、感染対策をとれる場合は実施可。

3 今後の行事等について

- ① 校外学習・修学旅行
（緊急事態宣言延長や再発出の場合）緊急事態宣言中は実施しない。
→5月7日に予定していました校外学習は日程を延期いたします。
- ② 水泳指導
今後、小学校校長会で検討し、対応を決定します。
- ③ 参観・土曜参観
（緊急事態宣言延長や再発出の場合）緊急事態宣言中は実施しない。

4 あゆみの評価について（お願い）

緊急事態宣言期間中は教育活動上の制限が厳しく、「音楽科の楽器演奏」「家庭科の調理実習」など教科により指導要領に示されている学習のうちの全部または全部を実施できないことがあります。今後もこのような状況が継続した場合、1学期のあゆみにつきましても、評価が困難な項目や少ない評価材料で評価せざるをえない状況が出てくるのが予想されます。変更がある場合の詳細につきましては、改めて7月にお知らせいたします。ご理解くださいますようお願いいたします。

5 休校措置について

4月19日配布の別紙「市立小学校における新型コロナウイルス感染症に児童及び教職員の感染者が確認された場合の臨時休業に関するお知らせとご協力をお願い」でもありますように、本校教職員や児童に陽性反応者が出た場合は、当人やその濃厚接触者は登校することができず、それ以外の児童については通常授業となるのが原則です。

しかしながら、保健所等の業務が集中し、濃厚接触者の特定に時間がかかることがあります。その特定に至らないことがあります。その場合はやむを得ず学校が臨時休校となる場合があります。その判断は前日の夕方ごろになるため、各ご家庭には突然の連絡となることとなります。ご理解ください。